

北海道・東京事業対象地域
各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局） 殿

環境省 環境再生・資源循環局
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

北海道・東京事業対象地域の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の
JESCO 各事業所への搬入スケジュールについて

ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の確実かつ適正な処分に関して、日頃より御尽力をいただき、感謝申し上げます。

北海道・東京事業対象地域の高濃度 PCB 廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号。以下「PCB 特措法」という。）第 2 条第 2 項に定めるものをいう。）については、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（令和 6 年 8 月 30 日閣議決定）に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の北海道事業所、東京事業所において、事業終了準備期間（令和 8 年 3 月末まで）内に処理を完了させることとしています。

このたび、令和 8 年 3 月末までに確実に処理を完了させるため、処分委託契約等のスケジュールを下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

各都道府県市におかれては、事業地域毎に規定されている計画的処理完了期限後に自ら処分、又は処分を他人に委託されていない高濃度 PCB 廃棄物は、PCB 特措法第 10 条第 1 項違反の状態であり、これを速やかに解消し処理を行うべく、保管事業者に対し、JESCO 及び収集・運搬事業者との契約等の手続きが円滑になされ、かつ JESCO へ処分委託が適切になされるよう、本スケジュールにも留意しながら対応いただきますようお願い致します。

記

○ 「処分委託契約の期限：令和 7 年 10 月 31 日」、「搬入の期限：令和 7 年 12 月 26 日」とする。

年	R6	R7				R8	備考
時期	12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6
契約							契約締結期限：R7年10月31日
搬入							最終搬入期限：R7年12月26日
処理							

以上